

渋川市監査委員公告第1号

令和4年12月26日渋川市監査委員公告第5号で公表した監査の結果に関する報告について、地方自治法第199条第14項の規定に基づき
渋川市長 高木 勉 から措置の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和5年1月16日

渋川市監査委員 田 中 誠

渋川市監査委員 茂 木 弘 伸

総 第 1 2 7 号

令和 5 年 1 月 1 2 日

澁川市監査委員 田中 誠 様

澁川市監査委員 茂木 弘伸 様

澁川市長 高 木



監査の結果に関する是正の措置状況について

このことについて、令和 4 年 1 2 月 2 6 日付け監第 7 8 号監査の結果に関する報告による指摘事項に対し、当該監査の結果に基づき措置を講じましたので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、別紙のとおり通知します。



(様式2)

監査の結果に関する措置通知書

産業観光部

区分	監査結果	措置状況
指摘事項	<p>次のとおり、是正すべき事項が見受けられたので、措置を講じられたい。</p> <p>1 観光課</p> <p>1 予定価格を超過した契約締結について</p> <p>白井温泉こもちの湯駐車場用地境界復元測量業務委託において、予定価格を超える金額で契約が締結されていた。</p> <p>本件は1件30万円未満の随意契約であり、1件30万円未満の随意契約に係る予定価格は、渋川市契約規則第21条第2項により、「複数の相手方から徴した見積書等を審査し、適切と認められる最低の見積価格が30万円未満であるときは、これをもって当該予定価格とし、予定価格等調書の作成を省略できるものとする。」と定められ、この規定を適用し予定価格等調書を作成しなかった場合、予定価格決定時における最低の見積額が予定価格となり、これを超過した額で契約することはできない。</p> <p>見積額が予算の範囲内であったとしても、予定価格を超過して契約を締結した本件の事務は不当である。</p> <p>今後は、予定価格の意義を十分理解され、契約事務に取り組まれない。</p>	<p>1 原因・事実確認</p> <p>本件の実施に当たり、参考見積書を徴取したところ、30万円未満の随意契約となったため、予定価格等調書の作成を省略しました。</p> <p>事業執行に当たり、見積り合せ通知書により見積書を徴取したところ、その最低見積額が、参考見積時の最低見積額を超過していました。</p> <p>この時点で予算の範囲内であったことから最低見積額を提示した事業者の見積書を採用し契約を締結しました。</p> <p>監査結果を受け参考見積時の最低見積額を提示した事業者に対し、見積額を上げた理由について確認したところ、参考見積書では民有地境界立会点数を少なく積算(3か所を1か所)していたとのことでした。</p> <p>2 是正措置・再発防止策</p> <p>指摘事項に至った原因及び事実については、真摯に受け止め、次の是正措置及び再発防止策を構じました。</p> <p>(1) 是正措置</p> <p>本件契約の締結起案を回議した職</p>

(温泉施設管理運営事業)

員に対し、予定価格の意義及び適切な契約事務について指導を行いました。また、今回の事例及び適切な契約事務について、随意契約審査会へ報告するとともに、部局内の職員に対しても同様の周知を行いました。

(2) 再発防止策

契約の締結起案の回議に当たっては、回議者が起案内容と契約事務マニュアルとを照らしながら確認することを徹底します。

今後は、渋川市契約規則及び契約事務マニュアルを都度確認しつつ、適切に事務を執行します。

※ 「区分」欄は、「勧告」、「指摘事項」、「検討事項」又は「意見」の別を記入